

令和5年2月1日 鳥取東高等学校 保健室

1月に入り、本校でもインフルエンザが複数名発生しました。今季は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に伴い、医療機関の混雑が予想されています。そのため、県教育委員会の指示を受け、出席停止後の登校許可書の様式を見直すこととしました。従来であれば、出席停止となる感染症(インフルエンザ、溶連菌感染症等)に罹患した場合、医療機関を再度受診し、登校許可書を医師に記入してもらっていました。しかし、2月1日より、書類名を登校届出書に改め、保護者に記入いただく様式に変更します。ただし、医療機関を適切に受診されていることを確認するため、調剤明細書等の写し等が1通必要になります。本校ホームページの掲載様式も併せて変更しています。

インフルエンザの場合、2箇所のチェックが必要 感染症による出席停止後の登校届出書 学校へ登校される前に、お子様の様子を観察し、下の事項に確認のチェックを入れてく 鳥取県立鳥取東高等学校 感染症治癒後は登校する際に、本書面並びに医療機関を受診したことを証明できる書面1通(調剤明細書の写、薬情報の写等)を担任に提出ください。 目ともに図が入る必要があります。出席停止期間については下記の早見表を参照してください。) □ 発症した後、5日を経過しました。 生徒の学年・組・氏名 組 発症した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数えます。 発症から5日を経過し、6日目から登校が可能です。 【保護者記入欄】 □ 解熱した後、2日発熱がありません。 出席停止期間 ※解熱した日を0日と数えます。解熱から2日経過し、解熱後3日目から登校が可能です。 治癒するまで 第一種感染症 解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5 日間の適正な抗菌性物質製剤に 「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表 よる治療が終了するまで 解熱後3日経過するまで 流行性耳 泉又は舌下腺の腫 発症後5日を経過した後 後5日を経過し、 態が良好になるま 病名に〇印の記入 発症後 4日目 発熱 ★解熱 発症後1日目に 解熱した場合 出席停 出席停 出席停 出席停 出席停止 主要症状消失後2日経過するまつ 解熱後 1日目 2日目 発症後 5 日目 発熱 発熱 ★解熱 の恐れがないと認められるまで 発症後2日目に 解熱した場合 例2 腸管出血性大腸菌感染 出席停 出席停止 出席停 出席停 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 発熱 発熱 発熱 発症後3日目に 解熱した場合 1日目 2日目 出席停 出席停 出席停 出席停 出席停 出席停 学校医その他の医師におい 解熱後 1日目 解熱後 2日目 発熱 発熱 発熱 発熱 の恐れがないと認められるまで ★解熟 発症後4日目に 解熱した場合 登校可 能 例4 出席停 出席停 出席停 出席停 医療機関で治療を受けていましたが、病状が回復しましたので、令和 出席停 出席停 診察を受けた医療機関名 発熱 発熱 発熱 発熱 発熱 ★解熱 1日目 2日目 例5 生徒氏名 出席停 出席停 出席停 出席停 出席停 出席停 出席停 出席停 保護者名 【学校記入欄】 ○ インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。 登校可能な日付、受診した医療機関名、生徒氏名、保護者名(押印必要)の記入